

業 務 仕 様 書（令和8年7月1日以降適用）

業務名：R8企総管 棚野ダム 予備電源設備取替設計業務

（適用の範囲及び仕様書の遵守）

第1条 本仕様書は、「R8企総管 棚野ダム 予備電源設備取替設計業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

なお、本仕様書に明記なき事項についても、設計上当然必要となる業務は、これを実施するものとする。

（共通仕様書の適用）

第2条 本業務仕様書に記載なき事項については、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 令和8年7月」、「徳島県設計業務共通仕様書 令和8年7月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 令和8年7月」に基づき実施しなければならない。

なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。ただし、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

第3条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

第4条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第5条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

(2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

業 務 仕 様 書（令和８年７月１日以降適用）

業務名：Ｒ８企総管 棚野ダム 予備電源設備取替設計業務

- ２ 前項第１号は必ず実施するものとし、第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。ただし、前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- ３ ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- ４ 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- ５ ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第６条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- ２ 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Ｗｅｂ会議【発注者指定型】）

第７条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

- ２ Ｗｅｂ会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Ｗｅｂ検査【発注者指定型】）

第８条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

- ２ Ｗｅｂ検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第９条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- ２ 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第１０条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

業 務 仕 様 書 (令和8年7月1日以降適用)

業務名：R8企総管 棚野ダム 予備電源設備取替設計業務

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

(熱中症対策費（施設・設備）の対象業務)

第11条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

- 2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

(委託業務箇所)

第12条 委託業務箇所は、次のとおりとする。

- (1) 徳島県勝浦郡勝浦町棚野 棚野ダム
- (2) 徳島県勝浦郡勝浦町棚野 勝浦発電所

(対象機器)

第13条 本業務における対象機器の内容は、次のとおりとする。

- (1) 予備発電機（ディーゼル機関）

機 関 様 式：4 サイクル水冷直列直接噴射式過給器付

型 式：6RBIT

回 転 数：1800min-1

軸 馬 力：240PS

使 用 燃 料：軽油

製 造 者：いすゞ自動車株式会社

- (2) 予備発電機（交流発電機）

型 式：E9-AF

種 類：開放保護回転界磁突極形

出 力：150kVA

電 圧：220V

電 流：394A

製 造 者：株式会社明電舎

- (3) 燃料油槽

全 容 量：1067.2L

実 容 量：970L

材 質：SUS304

重 量：油槽 173kg、架台 90kg

- (4) 燃料移送ポンプ

電動ポンプ：200V、1.5kW

付 属 設 備：操作盤

業 務 仕 様 書 (令和8年7月1日以降適用)

業務名：R8企総管 棚野ダム 予備電源設備取替設計業務

(5) 自動始動発電機盤

寸 法：H1950×W1200×D1000(mm)

収 納 機 器：電圧計、電流計、周波数計、電力計、時間計、励磁変圧器、自動電圧調整器、変流器、気中遮断器、配線用遮断器、漏電遮断器、過速度継電器、過電流継電器、過電圧継電器、規定電圧継電器、その他

(6) 負荷盤

寸 法：H1950×W600×D1000(mm)

収 納 機 器：電源切替器、電圧計、電流計、変流器、配線用遮断器、低圧変圧器、不足電圧継電器、地絡過電流継電器、その他

(7) 始動用直流電源盤

寸 法：H1950×W600×D1000(mm)

充 電 器：L24H300S-N、26.8V

バッテリー：MSE-150、2V×12 セル

(8) 所内切替盤（勝浦発電所内）

寸 法：H2300×W600×D750(mm)

収 納 機 器：電源切替器、電圧計、電流計、周波数計、配線用遮断器、変圧器、規定電圧継電器、不足電圧継電器、その他

(9) 負荷試験設備

構 造：電極（鋼板製）、リード線、巻上機、巻上機架台、滑車支持台、操作スイッチ

操 作 方 法：電動ウインチ（ケーブルリモコン）より電極操作

水 槽 容 量：H1400×W1500×D1500(mm)

（業務内容）

第14条 本業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 打合せ協議

打合せ協議については、業務着手時、中間時3回、完了時の計5回を基本とする。

(2) 設計計画

ア 資料整理及び準備

設計条件を確認し、業務に必要な資料を整理し内容を把握する。

イ 計画策定

本業務の実施にあたり、手順及び実施に必要な事項を企画立案した業務計画書を作成する。

ウ 現地調査

予備電源設備（既設設備含む）の現地調査を行い、取替方法、仮設方法及び施工ヤード等について問題点を確認する。

(3) 検討事項

各種基準に基づき設備の検討をした上で、以下項目について詳細な設計を行う。

ア 発電形式の検討

(ア) 始動方法

(イ) 冷却方式

(ウ) 吸気、排気方式

(エ) 各メーカー（機種）の比較

イ 遠方監視、制御項目の検討

ウ 電源供給系統、電気設備の検討

エ 燃料貯蔵設備の検討

オ 負荷試験設備の検討

カ 必要補機類の検討

キ 装置、機器、部材（配管・配線等）・材質の検討決定

ク 機器配置の検討

業 務 仕 様 書 (令和8年7月1日以降適用)

業務名：R8企総管 棚野ダム 予備電源設備取替設計業務

- ケ 既設予備電源設備撤去の検討
 - (ア) 発電機本体、補機、電気設備、各種配管、配線、燃料油槽、負荷試験設備等
 - (イ) 油脂類（燃料油等）の排出、処分他
 - (ウ) 撤去箇所の修繕
- コ 仮設設備の検討
電源の二重化を確保した上で、停電対策を実施する。
- サ 棚野ダム自動制御装置との取合いの検討
- シ 環境対策の検討
 - (ア) 騒音（防音柵設置等）
 - (イ) 振動
 - (ウ) ばい煙
- ス 耐震性の検討
- セ 仕様書（案）
各種基準及び各種仕様に基づき作成する。
- ソ 試験項目
工場試験、現場試験に必要な項目を作成する。
- タ 施工計画
施工方法を検討の上、仮設計画や各種試験等もふまえた施工計画を作成する。
- チ 届出書類（案）
予備電源設備の設置、撤去に伴い必要となる関係機関への届出書類等を作成する。
- (4) 設計計算
下記項目について設計計算を行う。
 - ア 出力容量計算
 - (ア) 負荷一覧表作成
 - (イ) 停電時必要負荷容量算定
 - (ウ) 発電機、原動機出力算定
 - イ 吸排気量計算
 - ウ 燃料油槽容量計算
 - エ 基礎計算（架台、アンカー耐震計算）
- (5) 設計図作成
下記項目について発注に必要な図面を作成する。
 - ア 位置図
 - イ 平面図
 - ウ 単線結線図
 - エ 配線系統図
 - オ 燃料系統図
 - カ 機器間配線図
 - キ 機器配置図
 - ク 機器据付図
 - ケ 配管配線図
 - コ 据付基礎図
 - サ 制御ブロック図
 - シ 仮設図
 - ス 切替えステップ図
 - セ その他必要な図面
- (6) 数量計算
工事発注に必要な各材料の数量表を作成する。
- (7) 工事費算出
工事発注に必要な工事費の算出を行う。また、見積りを依頼する機器、材料等については、見積仕様書を作成する。

業 務 仕 様 書（令和 8 年 7 月 1 日以降適用）

業務名：R 8 企総管 棚野ダム 予備電源設備取替設計業務

（8）報告書作成

業務の各段階で作成された成果をもとに報告書を作成する。

（9）照査

業務の目的と仕様書を踏まえた照査を行う。

（諸法令の遵守）

第 1 5 条 受注者は、本業務の履行に当たり、次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- （1）労働安全衛生法
- （2）電気設備技術基準
- （3）河川法
- （4）消防法
- （5）火災予防条例
- （6）その他関係法令等

（規格）

第 1 6 条 本業務の点検、測定に当たっては、次の各号に掲げる規格を適用するものとする。ただし、監督員が特に認めた場合は、この限りではない。

- （1）日本産業規格（J I S）
- （2）電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）
- （3）日本電機工業会規格（J E M）
- （4）ダム・堰施設技術基準（案）
- （5）ダム・堰施設検査要領（案）
- （6）その他関係規格、基準等

（提出図書）

第 1 7 条 受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」に基づいて作成した成果品（正・副各 1 部）を提出する。また、次に掲げる図書については電子データによる提出を基本とするほか、紙媒体により指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

- | | | |
|---------------|----------------------------|------|
| （1）業務計画書 | 契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き 1 4 日以内に | 2 部 |
| （2）業務成果報告書 | 業務完了検査請求日まで（完了検査用 1 部を含む） | 2 部 |
| （3）業務写真 | 業務完了検査請求日まで | 2 部 |
| （4）監督員が指示する図書 | | 必要部数 |

（その他）

第 1 8 条 受注者は、本業務の工程表作成に際し監督員と協議の上決定するものとする。

- 2 受注者は、本業務の実施に際し、監督員の立会あるいは了解のもと現地調査を行わなければならない。
- 3 本業務に必要な点検器具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備しなければならない。
- 4 本業務の履行に当たり、軽微な修理部品については受注者の負担とする。
- 5 本業務は、受注者の責任において発注者の業務に支障のないよう行わなければならない。
- 6 本業務に起因する故障が発生した場合は、受注者の責任と費用負担によって復旧処理しなければならない。
- 7 本業務実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は、全て受注者の責任により補償しなければならない。

（業務の完了）

第 1 9 条 業務終了後、発注者の行う業務完了検査の合格をもって本業務の完了とする。